

常務者、理事會ニ詰ラス貸賣制度ヲ独断ニテ現金制度トシタルハ不都合ニツキ即刻解雇スルコト

實行方法 内容證明シ以テ通告スルコト

(八) 帳簿及物品整理ノ件

理事中ヨリ十一名ヲ選任整理ヲ為サシムルコトニ決シ

大島 菅原 関塙 清野 振田 高松 鈴木 石井  
押田 内藤 錦貞 ノ選任

(九) 消費組合ニ關スル今後ノ辦策

即時常務者ヲ解雇シ会時ニ解散スルコトニ決定

次上ノ状況シ察知シタル関東消費組合聯盟ニ於テハ一月三十日代表者數名ニテ自動車三名ニ分乗北部消費組合ニ至

リ代金未済、商品全部ノ該盟本部ニ(米酒等價格約八百圓)ノ特法リタリ

不參加從業負側ニアリテ、後品價格約百圓ヲ引取り組合負

(十) 分配スルコトトニ二月一日家屋ヲ家主ニ返セリ

(十一) 喧嘩事故

三十日消費組合理事會ニ際シ喧騷シタル本會社從業員阿久津喜三外八名兼後者高橋光吉、小川一郎、奥谷松治、鬼塚孝次郎等ヲ夫々拘留十日乃至二十五日ニ處シ大山徳次郎外十一名

ハ加諭ノ上放還セリ

右及申(通)報候也